



- 1 試験日時  
平成28年8月9日（火）午後2時から午後3時まで
- 2 試験場所  
神戸市西区学園西町8-2-1  
兵庫県立大学 神戸商科キャンパス
- 3 試験科目
  - (1) 筆記試験
    - ア 毒物及び劇物に関する法規
    - イ 基礎化学
    - ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
  - (2) 実地試験  
毒物及び劇物の識別及び取扱方法
- 4 試験区分  
一般  
農薬用品目  
特定品目（毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）附則第3項に該当するものを除く。）
- 5 受験手続
  - (1) 提出書類
    - ア 受験願書  
兵庫県健康福祉部健康局薬務課（以下「薬務課」という。）、各健康福祉事務所（新温泉健康福祉事務所を除く。以下同じ。）において配布する。  
なお、郵送を希望する場合は、返信用封筒〔定形外角形3号（日本工業規格B5用紙が折れ曲がらないもの）に140円分の郵便切手を貼付し、宛先を明記したもの〕を添えて薬務課に申し込むこと。
    - イ 写真  
出願前6月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、縦6センチメートル、横4.5センチメートルのものとし、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したものを、受験願書に貼り付けること。
  - (2) 受付期間  
平成28年5月16日（月）から同月27日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）  
郵送による場合は、簡易書留とし、平成28年5月27日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。
  - (3) 提出先
    - ア 薬務課又は各健康福祉事務所（いずれの機関でも提出可。）
    - イ やむを得ず郵送による場合は、簡易書留で薬務課（〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）まで
  - (4) 受験を希望する者で、視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する場合、又は妊娠等により通常の机・椅子での受験が困難であると考えられる場合は、その障害等の状態に応じて必要な措置を講ずることがあるので、願書の提出までに薬務課に申し出ること。
  - (5) 手数料  
10,500円相当の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。  
なお、願書受付後、手数料は返還しない。
- 6 受験票の送付  
受験願書を受理したときは、受験票を薬務課から本人宛てに送付する。
- 7 合格者の発表  
平成28年9月9日（金）午前10時に薬務課及び各健康福祉事務所に受験番号を掲示するとともに、兵庫県ホームページに掲載するほか、合格者に通知する。また、別途、合格証書を交付する。  
なお、電話による可否の問い合わせには応じない。
- 8 試験についての問い合わせ先
  - (1) 兵庫県健康福祉部健康局薬務課  
電話（078）341-7711 内線3316
  - (2) 各健康福祉事務所

兵庫県告示第510号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成28年 5月 6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神戸市神出土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	藤 本 弘 繁	神戸市西区神出町東79番地の2
同	長 田 憲 久	同 市同区神出町東867番地
同	花 房 利 亘	同 市同区神出町南159番地の2
同	谷 端 武 司	同 市同区神出町南356番地
同	西 馬 紀 雄	同 市同区神出町田井394番地
同	竹 中 敏 勝	同 市同区神出町古神704番地
同	大 西 隆	同 市同区神出町勝成41番地
同	寺良田 一 弘	同 市同区神出町五百蔵24番地の3
同	胸 永 捷 之	同 市同区神出町広谷514番地の1
同	谷 本 初 富	同 市同区神出町広谷143番地
同	坂 口 廣 司	同 市同区神出町北438番地の1
同	加 古 敏 幸	同 市同区神出町紫合637番地
同	田 中 秀 高	同 市同区神出町紫合240番地の1
同	押 部 進	同 市同区神出町宝勢1914番地の1
同	筒 井 清 春	同 市同区神出町池田99番地の1
同	西 馬 正 義	同 市同区神出町宝勢1598番地の1
同	桃 尾 勘 爾	同 市同区神出町宝勢449番地
同	田 中 隆 雄	同 市同区神出町宝勢963番地
同	中 村 照 雄	同 市同区岩岡町岩岡1967番地
監 事	坊 池 孝 幸	同 市同区神出町東679番地の1
同	横 山 彰 彦	同 市同区神出町田井243番地の1
同	前 田 俊 明	同 市同区神出町宝勢291番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	藤 本 弘 繁	神戸市西区神出町東79番地の2
同	長 田 憲 久	同 市同区神出町東867番地
同	花 房 利 亘	同 市同区神出町南159番地の2
同	藤 岡 隆 彦	同 市同区神出町南11番地の2
同	西 馬 紀 雄	同 市同区神出町田井394番地
同	竹 中 敏 勝	同 市同区神出町古神704番地
同	大 西 隆	同 市同区神出町勝成41番地
同	寺良田 一 弘	同 市同区神出町五百蔵24番地の3
同	胸 永 捷 之	同 市同区神出町広谷514番地の1
同	谷 本 初 富	同 市同区神出町広谷143番地
同	坂 口 廣 司	同 市同区神出町北438番地の1
同	加 古 敏 幸	同 市同区神出町紫合637番地
同	竹 原 卓 彦	同 市同区神出町紫合196番地の1
同	中 島 嗣 弘	同 市同区神出町宝勢1942番地
同	筒 井 清 春	同 市同区神出町池田99番地の1
同	西 馬 正 義	同 市同区神出町宝勢1598番地の1
同	桃 尾 勘 爾	同 市同区神出町宝勢449番地

同	田 中 隆 雄	同	市同区神出町宝勢963番地
同	赤 松 利 廣	同	市同区岩岡町岩岡2044番地
監 事	藤 本 泰 宏	同	市同区神出町東169番地
同	横 山 彰 彦	同	市同区神出町田井243番地の 1
同	前 田 俊 明	同	市同区神出町宝勢291番地



**兵庫県告示第511号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成28年 5 月 6 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**上構土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	西 山 隆 久	姫路市林田町上構243番地 2
同	矢 羽 広 美	同 市林田町上構93番地 2
同	栗 間 秀 典	同 市林田町上構201番地
同	三 木 芳 春	同 市林田町上構122番地 1
同	三 村 英 生	同 市林田町上構233番地
監 事	矢羽野 徹	同 市林田町上構194番地
同	雪 定 郁 雄	同 市林田町上構76番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	西 山 隆 久	姫路市林田町上構243番地 2
同	矢羽野 信 介	同 市林田町上構215番地
同	栗 間 秀 典	同 市林田町上構201番地
同	三 村 英 生	同 市林田町上構233番地
同	石 間 和 宏	同 市林田町上構229番地
監 事	矢 羽 広 美	同 市林田町上構93番地 2
同	蔵 本 武 史	同 市林田町上構166番地 1



**兵庫県告示第512号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成 28 年 5 月 6 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**新田井堰土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	大 木 佐喜夫	豊岡市梶原642番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	黒 坂 勇	豊岡市梶原634番地



**兵庫県告示第513号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、神戸市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。



その関係図面は、平成28年 5 月 6 日から 2 週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成28年 5 月 6 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 三 田 篠 山 線	篠山市小枕字柴ケ市之坪1714番から 同 市小枕字柴ケ市之坪1714番まで	旧	5.0から 10.0まで	98.0	
		新	8.0から 20.0まで	93.0	



**兵庫県告示第518号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、阪神北県民局宝塚土木事務所及び川西市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年 5 月 6 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町 大 字 名	小 字 名	地 番
久代2丁目(2)	川 西 市		久代二丁目		174番の一部、179番から185番までの各一部、199番の一部、201番1の一部、206番の一部



**兵庫県告示第519号**

行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨東播磨県民局長から報告があった。

平成28年 5 月 6 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 日時  
平成28年 5 月 20 日（金）午後 3 時から午後 4 時まで
- 2 場所  
加古川市加古川町寺家町天神木97-1 兵庫県加古川総合庁舎 8階会議室
- 3 被聴聞者  
氏 名 新 福 孝  
登録番号 (兵庫)第24127号



**兵庫県告示第520号**

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第157条第1項の規定により、加古川市寺家町周辺地区防災街区整備事業組合の定款の変更について認可した。

平成28年 5 月 6 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 事業組合の名称  
加古川市寺家町周辺地区防災街区整備事業組合

- 2 事務所の所在地  
加古川市加古川町篠原町13番地の4
- 3 事業施行期間  
平成25年3月から平成29年3月まで
- 4 施行地区  
加古川市加古川町篠原町及び寺家町の各一部
- 5 事業組合設立の年月日  
平成25年2月12日
- 6 定款変更認可の年月日  
平成28年4月21日



**兵庫県告示第521号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、兵庫県立歴史博物館の観覧料の徴収事務を、テルウェル西日本株式会社に次のとおり委託した。

平成28年5月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 委託した歳入の名称  
兵庫県立歴史博物館観覧料
- 2 委託した事務の範囲  
兵庫県立歴史博物館の利用に係る観覧料の徴収
- 3 委託した相手方の所在地及び名称並びに代表者氏名  
神戸市中央区浪花町64  
テルウェル西日本株式会社  
兵庫支店 支店長 井上聖三
- 4 委託期間  
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 徴収の方法  
テルウェル西日本株式会社は、観覧料を受領したときは、観覧料を納めた者に対し、観覧券又は領収書を交付するものとする。  
なお、徴収の方法については、兵庫県立歴史博物館の観覧料に係る徴収事務委託契約書による。

**公 告**

**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成28年5月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 イオンモール姫路リバーシティー  
所在地 姫路市飾磨区細江2560ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 シキボウ株式会社  
住所 大阪市中央区備後町三丁目2番6号  
代表者の氏名 能條武夫
- 3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	岡崎 双 一
株式会社ジーフット	名古屋市千種区今池三丁目 4 番10号	神谷 和 秀
株式会社ワールド 外80者	神戸市中央区港島中町六丁目 8 番 1	寺井 秀 藏

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	岡崎 双 一
株式会社ジーフット	名古屋市千種区今池三丁目 4 番10号	堀江 泰 文
株式会社ワールド 外81者	神戸市中央区港島中町六丁目 8 番 1	上山 健 二

4 変更年月日

平成27年 1 月 9 日ほか

5 届出年月日

平成28年 4 月 8 日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課

(2) 縦覧期間

平成28年 5 月 6 日から 4 月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成28年 9 月 6 日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年 5 月 6 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

三木市加佐字町田209番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

三木市加佐377番地

戸 田 重 光

3 許可年月日及び許可番号

平成28年 1 月 8 日

兵庫県指令北播（加土）（建）第 1 - 24号（27三木）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年 5 月 6 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
たつの市御津町苅屋字裏ノ田215番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市片田町12番地  
株式会社ミツヤ建設 代表取締役 山 本 忠 正
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成28年 3 月29日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-24-2号（27たつの）

**瀬戸内海海区漁業調整委員会告示****兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会告示第1号**

特定個人情報等取扱規程を次のように定める。

平成28年 5 月 6 日

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会

会長 山 田 隆 義

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に基づき、兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会が行う個人番号関係事務において、特定個人情報等の適正な取り扱いを確保することを目的として必要な事項を定める特定個人情報等取扱規程については、平成27年11月30日付け文第2209号企画県民部長通知による特定個人情報等取扱規程の規定の例による。

附 則

この規程は、平成28年 5 月 6 日から施行する。

**但馬海区漁業調整委員会告示****但馬海区漁業調整委員会告示第1号**

特定個人情報等取扱規程を次のように定める。

平成28年 5 月 6 日

但馬海区漁業調整委員会

会長 吉 岡 修 一

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に基づき、但馬海区漁業調整委員会が行う個人番号関係事務において、特定個人情報等の適正な取り扱いを確保することを目的として必要な事項を定める特定個人情報等取扱規程については、平成27年11月30日付け文第2209号企画県民部長通知による特定個人情報等取扱規程の規定の例による。

附 則

この規程は、平成28年 5 月 6 日から施行する。

**内水面漁場管理委員会告示****兵庫県内水面漁場管理委員会告示第1号**

特定個人情報等取扱規程を次のように定める。

平成28年 5 月 6 日

兵庫県内水面漁場管理委員会

会長 秋 武 宏

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に基づき、兵庫県内水面漁場管理委員会が行う個人番号関係事務において、特定個人情報等の適正な取り扱いを確保することを目的として必要な事項を定める特定個人情報等取扱規程については、平成27年11月30日付け文第2209号企画県民部長通知による特定個人情報等取扱規程の規定の例による。

附 則

この規程は、平成28年 5 月 6 日から施行する。

## 正 誤

○平成27年12月28日付け（兵庫県公報第5号外）

個人情報保護に関する条例施行規則及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成27年兵庫県教育委員会規則第15号）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
6	上から24	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他（ ）
	下から23	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他（ ）
7	上から14	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他（ ）
	上から26	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他（ ）
8	上から3	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他（ ）
	上から15	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他（ ）

~~~~~

○平成28年3月23日付け（兵庫県公報号外）

兵庫県条例第19号（後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例）中

| (ページ) | (行)   | (誤)                                                           | (正)                                                             |
|-------|-------|---------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 73    | 上から20 | 平成28年度及び平成29年度における第2条の規定の適用については、同条中「100,000の41」とあるのは、「0」とする。 | 3 平成28年度及び平成29年度における第2条の規定の適用については、同条中「100,000の41」とあるのは、「0」とする。 |